

岐 阜 県 公 報

目 次

公 示

| | | |
|---------------------------|---------|-----|
| 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 | (商業流通課) | 一四九 |
| 土地改良事業の工事の完了 | (農地整備課) | 一五〇 |
| 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し | (建設政策課) | 一五〇 |
| 公共測量の実施 | (用地課) | 一五二 |
| 平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 | (建築指導課) | 一五二 |
| 猟銃等講習会の開催 | (生活環境課) | 一五三 |
| 年少射撃資格講習会の開催 | (同) | 一五五 |

公 示

第 二 千 三 百 二 十 六 号
 平 成 二 十 四 年 三 月 六 日
 (火曜日)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年三月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー関稲口店

関市稲口字吉町田六二三番 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年三月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)ゲンキー瑞浪稲津店
瑞浪市稲津町小里字岩坪一三〇九番一 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年三月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
(仮称)テックランド岐阜羽島店
羽島市竹鼻町飯柄字西折戸一四九番地の一 外
- 二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | |
|----------|---------|----------|------------|
| 事業の種類 | 本 堂 地 区 | 施行に係る地区名 | 工事完了年月日 |
| ため池等整備事業 | | | 平成三三・一一・一九 |

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古 田 肇

| 取消年月 | 商号又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる営業所の所在地 | 許可番号 | 取り消した工事業 |
|-------------|----------|-------------|-------------------|------------|-------------------|
| 平成二十三年十一月二日 | 湯口組 | 湯口貴士 | 岐阜市北一色四丁目六番二一三三号 | 般二十二一〇一五九九 | とび・土工工事業 |
| 平成二十三年十一月二日 | 株式会社古田鉄工 | 代表取締役 幸一 柳原 | 加茂郡坂祝町酒倉二〇〇二番地 | 般二十一五〇〇四二一 | 機械器具設置工事業 |
| 平成二十三年十一月二日 | 濃尾電機株式会社 | 代表取締役 清逸 中島 | 岐阜市宇佐南二丁目三番八号 | 般二十三三三七九 | 土木及び水道施設工事業 |
| 平成二十三年十一月七日 | 和泉土建株式会社 | 代表取締役 堀哲也 | 岐阜市加納黒四番地 | 特十九二二二二 | 管工事業 |
| 平成二十三年十一月九日 | 安藤建設株式会社 | 代表取締役 正明 安藤 | 安八郡安八町南今ヶ淵五六一 | 般十八一三九一 | 土木及びほ装工事業 |
| 平成二十三年十一月九日 | 邦建有限会社 | 代表取締役 國広 加藤 | 安八郡神戸町大字瀬古一五六番地の五 | 般二十二一五二六四 | 土木、建築及び大工工事業 |
| 平成二十三年十一月 | 有限会社 | 代表取締役 森山 | 養老郡養老町高田八四一番 | 般十九二 | 土木、とび・土工、ほ装及び水道施設 |

| | | | | | |
|--------------|----------------|----------------|------------------|----------------|--|
| 平成二十三年三月二十五日 | 加藤建設 | 加藤昇 | 土岐市妻木町二二六九番地 | 〇〇二二一 | 建築工事業 |
| 平成二十三年三月二十五日 | 神野建築 | 神野義介 | 海津市平田町今尾二七七番地五 | 般二十一 二〇〇七八 | 建築及び大工事業 |
| 平成二十三年三月二十四日 | 渡辺建設株式会社 | 代表取締役 雄 林澄 | 岐阜市上川手外畑二六九番地一 | 般二十一 一〇三二五 | 土木工事業 |
| 平成二十三年三月二十一日 | 建築雅 | 古田雅人 | 高山市松之木町一五〇七 | 般二十二 一八五〇三二 | 建築工事業 |
| 平成二十三年三月二十一日 | 東濃設備工業株式会社 | 代表取締役 輝夫 酒井 | 多治見市錦町四五七 | 特十八 一〇二六 | 管工事業 |
| 平成二十三年三月十六日 | 株式会社美輝土木 | 代表取締役 高井道博 | 山県市中洞一九一番地一 | 特十八 三七六 | 土木、とび・土工、 ほ装及び水道施設 工事業 |
| 平成二十三年三月十六日 | 合資会社永田 | 永田利久 | 各務原市川島笠田町二五一 | 般十九 〇一一三七 | 管工事業 |
| 平成二十三年三月十六日 | 丸勇建設株式会社 | 代表取締役 隆 白井 | 本巢市上保三 四七番地 | 般二十 〇〇四八五 | 土木、建築、とび・ 土工、タイル・れ んが・ブロック、 ほ装及び水道施設 工事業 |
| 平成二十三年三月十六日 | 丸高コンクリート工業株式会社 | 代表取締役 千秋 高橋 | 本巢市上保三 五八番地 | 般二十一 三九六六 | 土木、建築、とび・ 土工及びほ装工事業 |
| 平成二十三年三月十五日 | 株式会社丹羽組 | 代表取締役 信弘 丹羽 | 各務原市前渡東町二丁目一〇〇番地 | 特二十二 三七八八 | 土木、とび・土工、 石及びほ装工事業 |
| 三月十一日 | 森山工業 | 好人 | 地六 | 〇〇四五三 | 工事業 |

| | | | | | |
|--------------|----------|-----------------|-------------------|---------------|------------------------|
| 平成二十三年三月二十二日 | 西村工業株式会社 | 代表取締役 西村 | 郡上市白鳥町白鳥七一八 | 般十八 二二三六 | さく井工事業 |
| 平成二十三年三月十五日 | 鈴木木工株式会社 | 取締役 鈴木進悟 | 飛騨市神岡町殿一八〇番地 | 般十八 〇三〇三 | 左官及び防水工事業 |
| 平成二十三年三月十四日 | 古川工務店 | 古川政行 | 郡上市大和町島二一八六番地 | 般十九 〇一八一 | 建築及び大工工事業 |
| 平成二十三年三月十二日 | 丸大建築 | 大野英明 | 岐阜市雲井町一丁目一番二 | 般二十二 一〇一五九 | 建築工事業 |
| 平成二十三年三月十二日 | 株式会社三協神岡 | 代表取締役 次男 佐藤 | 飛騨市神岡町江馬町六番地一 | 般十九 四四八一 | 管及び機械器具設置工事業 |
| 平成二十三年三月八日 | アゼツク株式会社 | 代表取締役 均 長村 | 岐阜市茜部寺屋敷三丁目一五一番地一 | 般二十一 一〇二二二 | 建築工事業 |
| 平成二十三年三月八日 | 東日本重機 | 代表取締役 壽美子 柴田 | 大垣市室村町二丁目七八番地一 | 般二十一 二〇〇五五 | とび・土工工事業 |
| 平成二十三年三月七日 | 尾藤設備工業 | 尾藤一雄 | 山県市西深瀬二二三九番地 | 般二十一 一〇一三九 | 管工事業 |
| 平成二十三年三月六日 | 株式会社木村建材 | 代表取締役 保広 木村 | 海津市海津町平原四四二番地 | 般十九 一六〇九 | 管工事業 |
| 平成二十三年三月六日 | 西部設備有限公司 | 代表取締役 隆文 西部 | 関市中之保三六六八番地一 | 般二十一 三五〇二七 | 水道施設工事業 |
| 平成二十三年三月二日 | 信和株式会社 | 代表取締役 博 山田 | 海津市平田町仏師川字村中三〇七 | 般二十三 二〇〇六二 | 建築工事業 |
| 平成二十三年三月二十八日 | 株式会社スミケン | 代表取締役 昭二 鷺見 | 本巢郡北方町加茂三四三 | 般十九 〇一八一六 | 土木、建築、とび・ 土工及びほ装工事業 |
| 三月二十八日 | 丸勝重機株式会社 | 代表取締役 薫 今井 | 中津川市中津川三一五二番地一 | 般十九 七四九五 | 土木及びとび・土工工事業 |

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

公共測量の実施

| | | | | | |
|---------------------------|----------------------|----------------|-----------------------------------|---------------|--------------------------|
| 平成二十 四年一月 十七日 | 株式会社 田口建設 | 代表取締役 田口修一 | 大野郡白川村 大字平瀬字下 川原四二二番 地一七 | 般二十二 一六四二 | 電気工事業 |
| 平成二十 四年一月 十七日 | 有限会社 飛驒設備 | 代表取締役 木谷滋 | 高山市片野町 三丁目三〇番 地 | 般十八 七八二 | 管及び水道施設工 事業 |
| 平成二十 四年一月 十七日 | 有限会社 堀工務所 | 代表取締役 堀昭三 | 恵那市明智町 横通六〇八番 地の一 | 般十九 一八四三 | 土木、とび・土工 及び水道施設工 業 |
| 平成二十 四年一月 一二日 | 鷲角建設 | 鷲角新一 | 郡上市明宝畑 佐一七六二 | 般二十 五〇二八 | 土木、とび・土工 及び石工事業 |
| 平成二十 四年二月 十日 | 伊藤ラジ オ | 伊藤弘 | 海津市海津町 高須町九六二 番地 | 般二十三 二〇〇六〇 | 電気及び電気通信 工事業 |
| 平成二十 四年二月 六日 | 有限会社 タナハシ 大福建築 | 取締役 棚橋龍彦 | 瑞穂市穂積一 三七一番地 | 般二十一 〇〇四八九 | 建築及び大工事 業 |
| 平成二十 四年二月 五日 | 東海リフ レ | 林正憲 | 岐阜市万代町 二丁目二二番 地二 | 般十九 〇一七九 | 管工事業 |
| 平成二十 四年一月 五日 | 株式会社 加藤組 | 代表取締役 加藤大武 | 羽島郡笠松町 円城寺一四三 三番地 | 特十九 七六六 | 建築及び造園工 業 |
| 平成二十 三年十二 月二十六 日 | 株式会社 ブレイク | 代表取締役 美登里酒井 | 岐阜市太郎丸 字寺下二二四 八 | 特十九 〇〇三五二 | 土木工事業 |
| 平成二十 三年十二 月二十二 日 | 有限会社 浦野土建 | 代表取締役 浦野宏志 | 下呂市湯之島 一六九番地三 | 般十九 〇〇一三九 | 土木及びほ装工 業 |
| 日 | | 政士 | 一 | | |

第一項の規定により美濃市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関
美濃市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業期間

平成二十四年二月十三日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

美濃市

平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成二十四年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十四年三月六日

岐阜県知事 古田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十四年七月一日（日）午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十四年九月九日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験
学科の試験

平成二十四年七月二十二日(日)午前十時から午後五時十分まで
設計製図の試験
平成二十四年十月十四日(日)午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾しているものに限り行うことができます。

イ 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十四年三月三十一日(土)から四月六日(金)まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

ロ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaetc.jp/>)において、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 受付場所による受験申込

イ 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十四年四月九日(月)から四月十六日(月)まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市数田東一丁目二番二号 サンレイヤ岐阜

ロ 受験申込方法

受験申込書は、三の2のイの受付場所に申込者本人が直接提出してください。

ただし、遠隔地で直接申込みができないなどやむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認めます。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、宛先を明記し所要の郵便切手

を貼った受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とし、左記へ送付してください。

千五 八七 八

岐阜市司町一 岐阜総合庁舎内 社団法人岐阜県建築士会

3 学科試験の免除

平成二十二年又は平成二十三年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科試験を免除します。

四 合格者の発表

平成二十四年十二月六日(木)の予定

なお学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十四年八月二十一日(火)、木造建築士は平成二十四年九月四日(火)の発表の予定

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成二十四年六月六日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。

2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に財団法人建築技術教育普及センター本部(業務第一課)(電話番号〇三 五五二四 三二〇五)にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部(電話番号〇五二 二六一 六八一六)又は社団法人岐阜県建築士会(電話番号〇五八 二六六 五七八六)に問い合わせてください。

猟銃等講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の三第一項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年三月六日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 開催する講習会の種類

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する講習会（以下「初心者講習会」という。）
- 2 銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者に対する講習会（以下「経験者講習会」という。）

二 初心者講習会

講習会の開催日時及び場所

| 開催年月日 | 開催時間 | 開催場所 |
|------------------|------------------|-------------|
| 平成二十四年 五月三十一日(木) | 午前十時から 午後五時まで | 東濃西部総合庁舎 |
| 同 年 八月 三十日(木) | 同 | 飛騨総合庁舎 |
| 同 年十一月二十九日(木) | 同 | 大垣市民会館 |
| 平成二十五年 三月 七日(木) | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |

三 経験者講習会

講習会の開催日時及び場所

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。
なお、受講申込者が十人に満たないときは、開催しないことがある。

| 開催年月日 | 開催時間 | 開催場所 |
|------------------|---------------------|-------------|
| 平成二十四年 四月 十二日(木) | 午後一時三十分から 午後五時まで | 大垣市民会館 |
| 同 年 四月二十六日(木) | 同 | 恵那総合庁舎 |
| 同 年 五月 十日(木) | 同 | 中濃総合庁舎 |
| 同 年 五月二十四日(木) | 同 | 下呂総合庁舎 |
| 同 年 六月 十四日(木) | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |

四 受講の申込み

当日の受付時間は、午後一時から午後一時三十分までとする。
講習を受けようとする者は、県内の警察署で猟銃等講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、猟銃等講習受講申込書にあつては、必要事項を記載の上、

| | | |
|-----------------|---|-------------|
| 同 年 六月二十八日(木) | 同 | 可茂総合庁舎 |
| 同 年 七月 十二日(木) | 同 | 大垣市民会館 |
| 同 年 七月二十六日(木) | 同 | 飛騨総合庁舎 |
| 同 年 八月 九日(木) | 同 | 恵那総合庁舎 |
| 同 年 八月 十六日(木) | 同 | 中濃総合庁舎 |
| 同 年 九月 十三日(木) | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |
| 同 年 九月 二十七日(木) | 同 | 東濃西部総合庁舎 |
| 同 年 十月 十八日(木) | 同 | 大垣市民会館 |
| 同 年 十月 二十五日(木) | 同 | 恵那総合庁舎 |
| 同 年 十一月 八日(木) | 同 | 飛騨総合庁舎 |
| 同 年 十一月 二十二日(木) | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |
| 同 年 十二月 十三日(木) | 同 | 可茂総合庁舎 |
| 平成二十五年 一月 十日(木) | 同 | 大垣市民会館 |
| 同 年 一月 二十四日(木) | 同 | 恵那総合庁舎 |
| 同 年 二月 十四日(木) | 同 | 中濃総合庁舎 |
| 同 年 三月 十四日(木) | 同 | 岐阜県シンクタンク庁舎 |
| 同 年 三月 二十八日(木) | 同 | 飛騨総合庁舎 |

写真（六箇月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあっては、住所及び氏名を記載の上、受講手数料として受講しようとする講習の所定の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。
 なお、初心者講習会の受講日時、講習申込者に猟銃等講習会日時等決定通知書により通知する。

五 受講手数料

- 1 初心者講習会 六、八〇〇円
- 2 経験者講習会 三、〇〇〇円

六 講習内容

- 1 初心者講習会
 - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 三時間
 - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 二時間
 - 2 経験者講習会
 - (一) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令 二時間
 - (二) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 一時間
- 七 注意事項
- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
 - 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。
- 八 その他
- この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

年少射撃資格講習会の開催

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

平成二十四年三月六日

岐阜県公安委員会

委員長 水 谷 邦 照

一 講習会の開催日時及び場所

| 開 催 年 月 日 | 開 催 時 間 | 開 催 場 所 |
|-----------------|------------------|-----------|
| 平成二十四年 六月 九日（土） | 午前十時から 午後四時まで | 岐阜県警察本部庁舎 |
| 同 年 八月二十五日（土） | 同 | 同 |
| 同 年 十月二十七日（土） | 同 | 同 |
| 同 年 十二月二十二日（土） | 同 | 同 |

当日の受付時間は、午前九時三十分から午前十時までとする。

なお、受講申込者が三人に満たないときは、開催しないことがある。

二 受講の申込み

講習を受けようとする者は、県内の警察署で年少射撃資格講習受講申込書及び収入証紙納付書各一通の交付を受け、年少射撃資格講習受講申込書にあっては、必要事項を記載の上、写真（六箇月以内に撮影した無帽、正面、三分身、横二十四ミリメートル、縦三十六ミリメートルのもの）一枚を添え、収入証紙納付書にあっては、住所及び氏名を記載の上、三の受講手数料の額に相当する岐阜県収入証紙を貼付し、講習受講予定日の十四日前までに住所地を管轄する警察署に提出すること。

なお、講習会の受講日時は、講習申込者に年少射撃資格講習会日時等決定通知書により通知する。

三 受講手数料

九、七〇〇円

四 講習内容

- 1 空気銃の所持に関する法令 三時間
- 2 空気銃の使用の方法 一時間

五 注意事項

- 1 受講者は、筆記用具及びノートを持参すること。
- 2 受講に当たって、係員の指示に従わない者又は受講態度が著しく悪い者に対しては、退場を命ずることがある。

六 その他

この講習について不明な点は、住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

平成二十四年三月六日発行

発行者
発行所

岐阜県庁
岐阜市藪田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
――
ブイ・アール・テクノセンター